

第4期
青梅市地域福祉計画

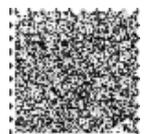
市民一人ひとりが住み慣れた地域で共に暮らしていける地域社会の実現を目指して

～「お互いさま」でみんながつながり、誰もが自分らしく暮らせるまち 青梅～

平成31(2019)年度～35(2023)年度

平成31(2019)年3月

青 梅 市



1 計画策定に当たって

◆計画策定の背景・趣旨

我が国は、世界に類を見ない速さで少子高齢化が進行する一方、単独世帯や核家族世帯の増加、地域のつながりの希薄化による相互助け合いの低下など、社会情勢の変化により、個人や世帯が抱える課題の複合化や社会的孤立、制度の狭間などの課題が顕著となってきています。

また、乳幼児の保育、教育など、子どもを取り巻く環境も著しく変化し、子ども・子育て支援の新制度がスタートするほか、社会福祉法人制度改革の中で、社会福祉法人の地域における公益的な取組など一層の役割強化が提言されました。

更に、地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部改正や障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部改正が行われるなど、地域福祉を取り巻く状況は大きく変化してきました。

このような中、国においては、子ども、高齢者、障害者など全ての人々が、地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる「地域共生社会」の実現を目指すとともに、市町村における地域福祉計画の策定を努力義務としました。

青梅市の人口は、例にたがわず、平成30年1月1日現在、135,248人（住民基本台帳人口）で、平成23年以降年々減少する一方、65歳以上の高齢者人口は年々増加し、平成30年1月1日現在の高齢化率は28.9%と市民の4人に1人以上が高齢者となっています。

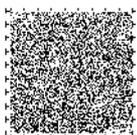
今後もこの傾向が続き、平成37（2025）年度の高齢者人口は42,096人となり、高齢化率については、33.1%になると推計しています。

世帯の状況を見ると、単身世帯が増加傾向にあり、高齢化の進行に伴い、ひとり暮らし高齢者世帯も毎年増加するとともに、高齢者のみの世帯も年々増加していることから、高齢者の見守りや生活支援、孤立化への対応が重要です。

また、子育てについては、子ども・子育てを取り巻く環境の変化に伴い、父母その他の保護者が第一義的責任を有するという基本的認識のもと、子育て家庭を社会全体で支える仕組みを構築することも必要とされています。

加えて、青梅市においては、身体障害者、精神障害者、知的障害者のいずれも毎年増加傾向で推移し、地域福祉課題は、単体でなく、複合化、複雑化しているのが実態であり、包括的な相談支援体制づくりの推進が求められています。

本計画は、こうした社会経済情勢の時代の変化や地域特性を踏まえ、今後5年間の青梅市における地域福祉の方向性と具体的な取組について明らかにしていくものとして策定します。



◆計画の位置づけおよび計画期間

本計画は、社会福祉法*第 107 条に規定する市町村地域福祉計画として位置づけられます。

また、第 6 次青梅市総合長期計画との整合を図り、福祉関連分野の個別計画との共通理念を共有し、福祉施策を横断的につなぐ役割を担っています。

更に、青梅市社会福祉協議会が策定する「地域福祉活動計画」と地域福祉の推進という理念を共有するとともに、様々な施策や事業を進めるうえで、互いに連携・補完し整合を図ります。

※ 社会福祉法による根拠 —地域福祉の推進—

社会福祉法とは、社会福祉を目的とする事業の全分野における共通的基本事項を定めた、社会福祉分野の骨格となる法律です。その第 4 条において、地域福祉の推進が明確に位置づけられています。地域社会を構成する一人ひとりの市民、ボランティアや各種団体、行政がお互いに連携・協力して、それぞれに望まれる役割にもとづき、これからの地域社会づくりを進めていきます。

社会福祉法（抜粋）

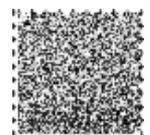
（地域福祉の推進）

第 4 条 地域住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者（以下「地域住民等」という。）は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

（市町村地域福祉計画）

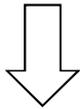
第 107 条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- （1） 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- （2） 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- （3） 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- （4） 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- （5） 前条第 1 項各号に掲げる事業を実施する場合には、同項各号に掲げる事業に関する事項



■ 計画の位置づけ ■

青梅市総合長期計画



青梅市地域福祉計画

(共通理念・分野横断的施策を定める)

子育て支援

健康増進

食育推進

高齢者福祉

障害者福祉

生活困窮者支援

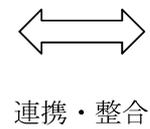
子ども・子育て支援事業計画

健康増進計画

食育推進計画

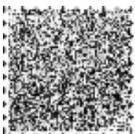
介護保険事業計画
高齢者保健福祉計画

障害者福祉計画
障害児福祉計画



連携・整合

地域福祉活動計画
(青梅市社会福祉協議会策定)

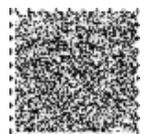


■ 関連計画の計画期間 ■

平成28年度 (2016)	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	平成31年度 (2019)	平成32年度 (2020)	平成33年度 (2021)	平成34年度 (2022)	平成35年度 (2023)
第6次青梅市総合長期計画 (平成25年度～34年度)							
青梅市地域福祉計画 (平成26年度～30年度)			第4期青梅市地域福祉計画 (平成31年度～35年度)				
青梅市子ども・子育て支援事業計画 (平成27年度～31年度)				青梅市子ども・子育て支援事業計画 (平成32年度～36年度)			
第3次青梅市健康増進計画 (平成27年度～31年度)				第4次青梅市健康増進計画 (平成32年度～36年度)			
第2次青梅市食育推進計画 (平成27年度～31年度)				第3次青梅市食育推進計画 (平成32年度～36年度)			
第6期 青梅市高齢者保健福祉計画 青梅市介護保険事業計画 (平成27年度～29年度)		第7期 青梅市高齢者保健福祉計画 青梅市介護保険事業計画 (平成30年度～32年度)			第8期 青梅市高齢者保健福祉計画 青梅市介護保険事業計画 (平成33年度～35年度)		
第4期青梅市障害者計画 (平成27年度～31年度)				第5期青梅市障害者計画 (平成32年度～)			
第4期 青梅市障害福祉計画 (平成27年度～29年度)		第5期青梅市障害福祉計画 第1期青梅市障害児福祉計画 (平成30年度～32年度)			第6期青梅市障害福祉計画 第2期青梅市障害児福祉計画 (平成33年度～35年度)		
第四次地域福祉活動計画 (平成23年度～30年度)			第五次地域福祉活動計画 (社協) (平成31年度～35年度)				

※ 計画の表記は、平成30(2018)年度現在のものです。

※ 予定の計画については、点線で表記しています。



2 青梅市の現状と課題

◆地域福祉を取り巻く現状

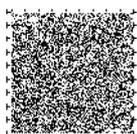
地区別の人口・世帯の状況

全ての地区で高齢化率が上昇しており、また、1世帯当たり人員はほとんどの地区で減少しています。

■地区別の人口・世帯の状況■

地区別	年	人口 (人)	人口				世帯数 (世帯)	1世帯当たり 人員(人)
			0~14歳	15~64歳	65歳以上	高齢化率		
青梅	25	11,516	1,057	7,070	3,389	29.4%	5,032	2.29
	30	10,788	943	6,160	3,685	34.2%	5,092	2.12
長淵	25	21,944	2,798	13,939	5,207	23.7%	9,258	2.37
	30	20,796	2,258	12,170	6,368	30.6%	9,481	2.19
大門	25	20,577	3,119	13,336	4,121	20.0%	8,546	2.41
	30	21,261	3,021	13,064	5,176	24.3%	9,277	2.29
梅郷	25	11,021	1,344	6,709	2,968	26.9%	4,405	2.50
	30	10,474	1,099	5,894	3,481	33.2%	4,591	2.28
沢井	25	3,737	337	2,101	1,299	34.8%	1,568	2.38
	30	3,451	271	1,817	1,363	39.5%	1,567	2.20
小曾木	25	4,336	294	2,119	1,923	44.3%	2,277	1.90
	30	3,746	215	1,662	1,869	49.9%	2,034	1.84
成木	25	2,187	114	1,099	974	44.5%	1,127	1.94
	30	1,758	103	843	812	46.2%	893	1.97
東青梅	25	16,221	1,637	10,600	3,984	24.6%	7,662	2.12
	30	15,524	1,434	9,340	4,750	30.6%	7,813	1.99
新町	25	19,831	3,189	13,819	2,823	14.2%	8,298	2.39
	30	20,649	2,825	13,782	4,042	19.6%	9,302	2.22
河辺	25	16,073	1,878	10,870	3,325	20.7%	7,573	2.12
	30	15,574	1,578	9,749	4,247	27.3%	7,778	2.00
今井	25	11,296	1,622	6,939	2,735	24.2%	4,737	2.38
	30	11,227	1,399	6,481	3,347	29.8%	5,054	2.22
合計	25	138,739	17,389	88,601	32,748	23.6%	60,483	2.29
	30	135,248	15,146	80,962	39,140	28.9%	62,882	2.15

※人口・世帯数 上段：平成25年1月1日現在 下段：平成30年1月1日現在



◆青梅市の地域福祉の課題

1 地域福祉の意識の向上および人材育成

少子高齢化や核家族化、地域のつながりの希薄化等により、生活領域における支え合いの基盤が弱まっている中、子育て支援・高齢者福祉・障害者福祉・生活困窮等、様々な分野の課題が複雑化してきています。

こうした課題を解決するには、地域のあらゆる住民が共に支え合い、助け合う地域で支える力の再構築が求められています。

また、支え合いの地域をつくるためには、障害者や生活困窮者等に対する偏見や差別を持たず、様々な人が共に暮らしていける地域共生社会への理解に向けた教育の推進を図るとともに、地域福祉の課題に対する関心や当事者意識の醸成が必要です。

2 地域における交流や見守り、支え合い

地域の福祉課題に対しては、住民同士の支え合い、助け合い、見守りを基本として、地域の力で解決していくことが求められています。

また、元気な高齢者が生活支援の担い手として活躍するなど、様々な方の地域福祉活動の参加促進を図るとともに、地域で顔の見える関係づくりや住民同士が協力し合える体制づくりが必要です。

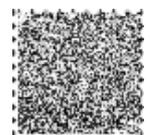
3 包括的な相談・支援体制の構築

本市には、生活自立支援窓口などの行政窓口のほか、子育て世代包括支援センター、子育てひろば（地域子育て支援拠点）、地域包括支援センター（高齢者向け）、障がい者サポートセンターなどがあり、個々の相談や自立に向けた支援を行っています。

しかし、複合化、複雑化する地域福祉課題に対応するためには、これまでの「縦割り」から「丸ごと」への転換が求められています。

また、支える側と支えられる側が固定されず、共に支え合う地域づくりも必要です。

そのためには、地域の中で住民同士が互いに解決できる体制づくりを進めるとともに、既存の相談支援機関を活用し、これらの機関の連携強化を図り、地域と専門的な相談・支援機関とをつなぐ包括的な相談支援体制の構築が重要です。



3 計画の基本的な考え方

1 基本理念

市民一人ひとりが住み慣れた地域で
共に暮らしていける地域社会の実現

少子高齢化や核家族化の進行など、地域や社会を取り巻く環境が変化し、地域の人と人のつながりが希薄化する中、個人や家族、地域が抱える問題は複雑化・複合化する側面があります。

このような中、地域における「つながり」や「支え合い」により、包括的な相談につなげ、解決に導いていくことが重要です。

本計画においては、第6次青梅市総合長期計画の3つの基本理念である「豊かな自然環境の中で快適で文化的な暮らしができるまち」、「人と人のふれあいがあるまち」、「安全で安心して暮らせるまち」にもとづき、「お互いさま」でみんながつながり、誰もが自分らしく暮らしていける地域福祉のまちづくりを進めていきます。



2 基本的な視点

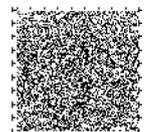
基本理念を具現化するため、以下の視点を踏まえて、地域福祉の推進を図ります。

- 視点1 地域福祉活動への積極的な参加
- 視点2 地域におけるつながり・支え合い
- 視点3 包括的な支援体制の整備

3 基本目標

第2節の3つの視点を受け、基本目標を設定しました。

- 基本目標1 地域を支える人づくり・活動支援
- 基本目標2 地域を支える仕組みづくり
- 基本目標3 安心してサービスを利用できる環境づくり
- 基本目標4 地域で安心して暮らすためのネットワークづくり

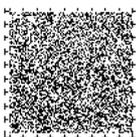
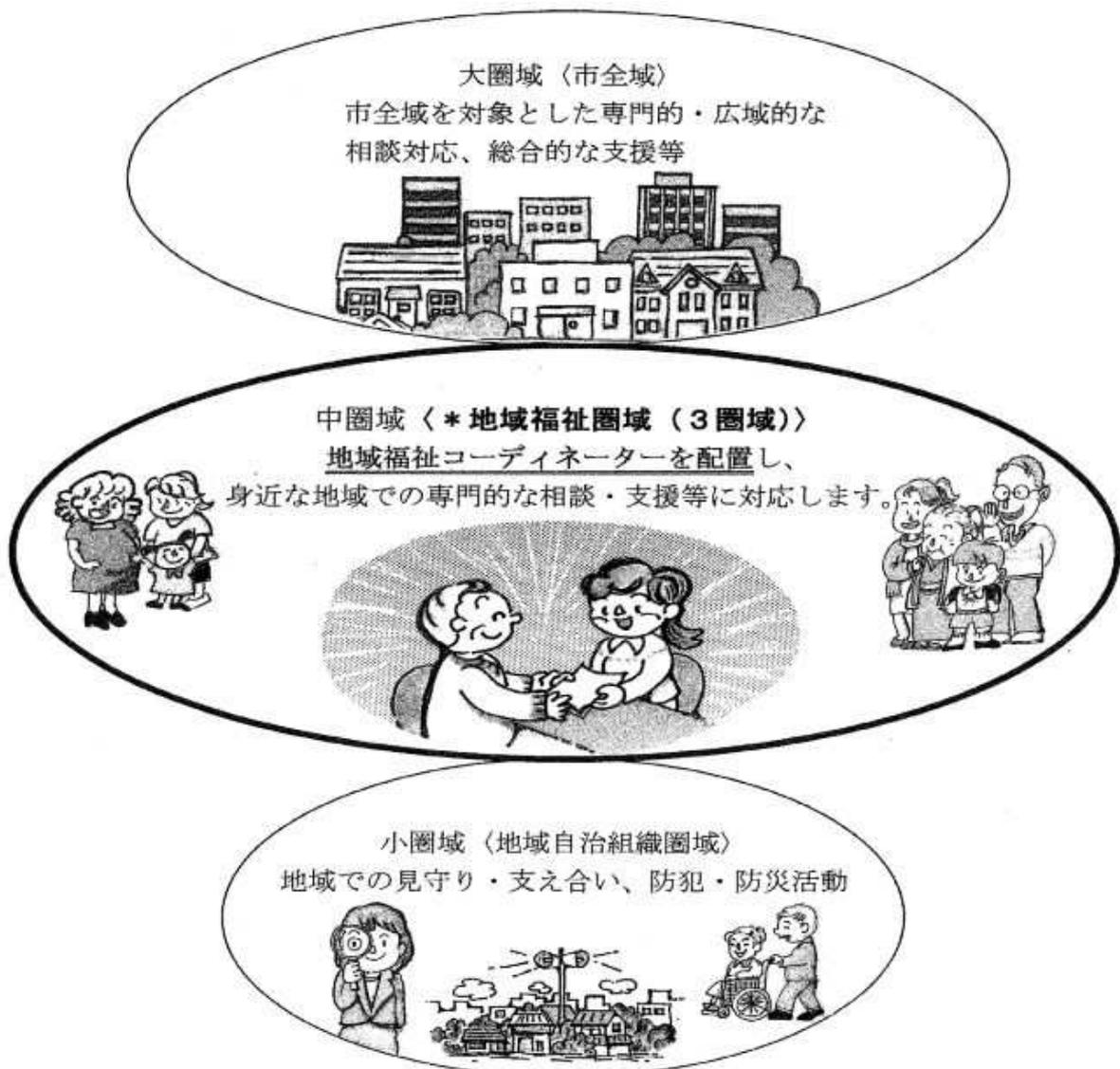


4 圏域の考え方

地域福祉の推進には、地域住民や地域の多様な主体が、分野や世代を超えて共に参加・協力し、保険・医療・福祉関係者等の各分野と連携するとともに、地域の社会資源も生かしながら、問題の発見・解決を図ることが必要です。

地域には、異なるレベルの圏域が重層的に重なり合って存在しますが、青梅市においては、3層からなる圏域を設定し、それぞれの圏域に応じた機能、体制を整備していきます。

■ 3層構造の圏域 ■

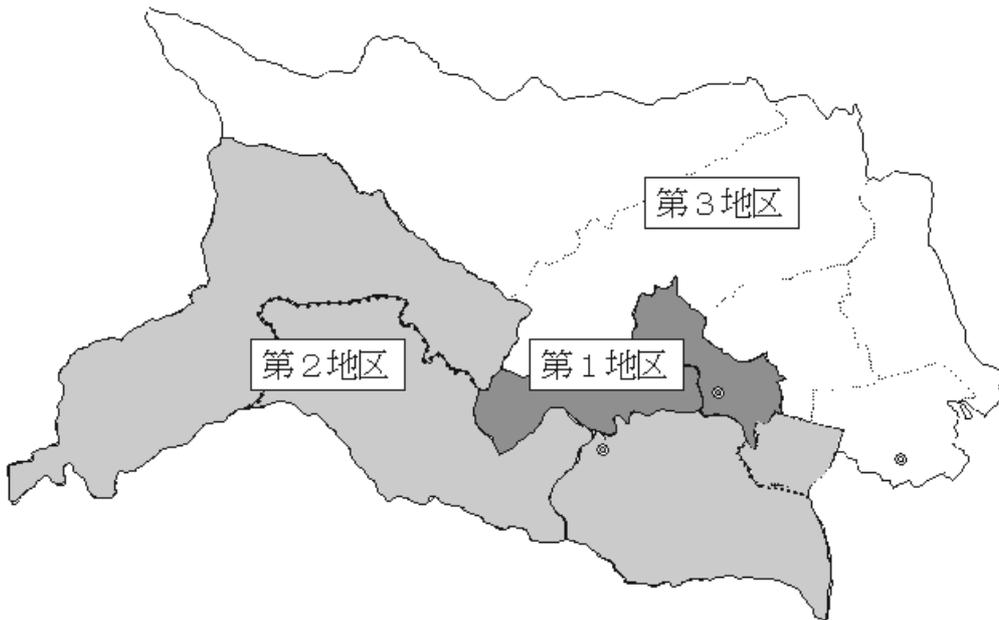


*** 地域福祉圏域**

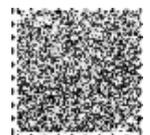
地域福祉圏域とは、分野を超えて、地域生活課題について総合的に相談し、関係機関と連絡調整等を行う地域福祉活動の範囲です。

青梅市においては、介護保険制度における日常生活圏域を3圏域として、既に、地域包括支援センターが核となり、複合化・複雑化した課題に対応しています。

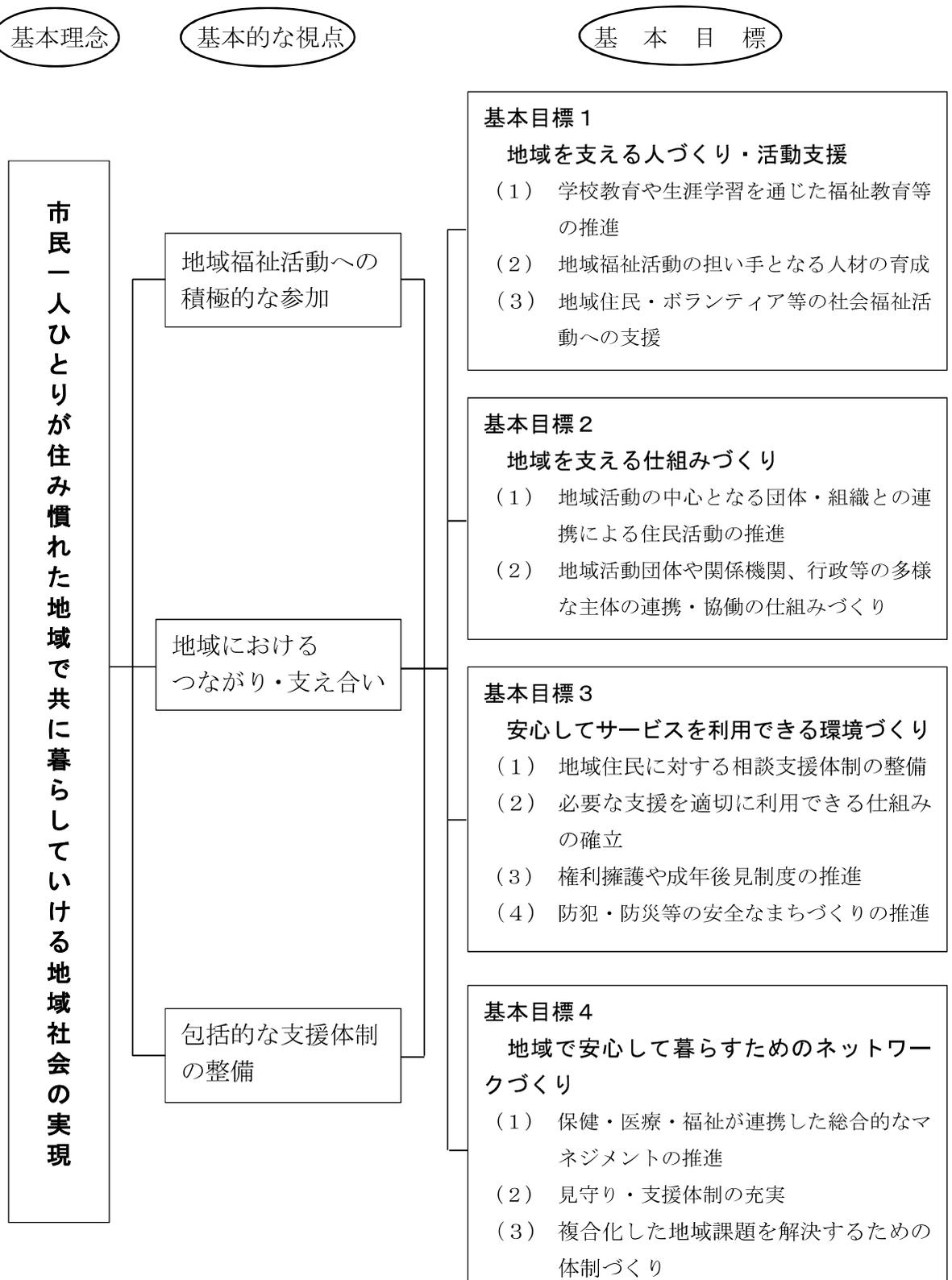
このことから、地域福祉の「圏域」についても同様の**3圏域**を基本とします。また、各圏域に地域福祉コーディネーターを配置することを検討します。



圏 域	地 区 名	地 区
第1地区	勝沼、西分町、住江町、本町、仲町、上町、森下町、裏宿町、天ヶ瀬町、滝ノ上町、大柳町、日向和田	青 梅 地 区
	東青梅、根ヶ布、師岡町	東青梅地区
第2地区	駒木町、長淵、友田町、千ヶ瀬町	長 淵 地 区
	畑中、和田町、梅郷、柚木町	梅 郷 地 区
	二俣尾、沢井、御岳本町、御岳、御岳山	沢 井 地 区
	河辺町	河 辺 地 区
第3地区	吹上、野上町、大門、塩船、谷野、木野下、今寺	大 門 地 区
	富岡、小曾木、黒沢	小 曾 木 地 区
	成木	成 木 地 区
	新町、末広町	新 町 地 区
	藤橋、今井	今 井 地 区



5 計画の構成



4 施策の展開

基本目標 1 地域を支える人づくり・活動支援

施策 1 学校教育や生涯学習を通じた福祉教育等の推進

学校教育や生涯学習を通じて、地域の福祉のあり方について、住民等の理解と関心を深める動機づけと意識の向上を図ります。

施策 2 地域福祉活動の担い手となる人材の育成

福祉活動専門員、地域福祉コーディネーター、社会福祉従事者など、地域福祉を推進する人材の育成を図ります。

施策 3 地域住民・ボランティア等の社会福祉活動への支援

活動に必要な情報の入手、必要な知識、技術の習得、活動拠点に関する支援を図ります。

基本目標 2 地域を支える仕組みづくり

施策 1 地域活動の中心となる団体・組織との連携による住民活動の推進

地域における課題の解決に向けた取組を進めている市民活動団体や自治会、民生委員・児童委員、NPO等の福祉活動の支援を図ります。

施策 2 地域活動団体や関係機関、行政等の多様な主体の連携・協働の仕組みづくり

市民や地域の各種団体、関係機関など、多様な主体が連携して地域を支える仕組みの整備を図ります。

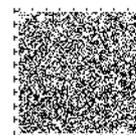
基本目標 3 安心してサービスを利用できる環境づくり

施策 1 地域住民に対する相談支援体制の整備

福祉サービスの利用に関する情報提供、相談体制の確保、支援関係機関同士の連携を図ります。

施策 2 必要な支援を適切に利用できる仕組みの確立

地域福祉サービス内容の開示等により、利用者が適切なサービスを選択・確保できる仕組みづくりを図ります。



施策3 権利擁護や成年後見制度の推進

判断能力に不安がある者への金銭管理等の権利擁護や成年後見制度、日常生活自立支援事業、苦情解決制度など適切なサービス利用を支援する仕組みの充実を図ります。

また、成年後見制度の利用の促進に関する法律の施行に伴い、成年後見制度の利用推進に努めます。

施策4 防犯・防災等の安全なまちづくりの推進

安全・安心なまちづくりを推進するため日常的な見守り・支援の環境整備を図ります。また、避難行動要支援者支援制度の推進に努めます。

基本目標4 地域で安心して暮らすためのネットワークづくり

施策1 保健・医療・福祉が連携した総合的なマネジメントの推進

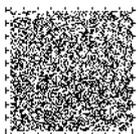
在宅医療と介護を一体的に提供するための連携推進や、特定健康診査・特定保健指導等の保健分野と医療機関の連携強化を図ります。

施策2 見守り・支援体制の充実

複雑・複合的な課題を抱える方への横断的な見守り・支援体制の充実を図ります。

施策3 複合化した地域課題を解決するための体制づくり

法改正等に伴う高齢障害者に対する制度の整備や、地域福祉コーディネーターを中心として、有機的に連動した支援が提供できる体制整備等を図ります。

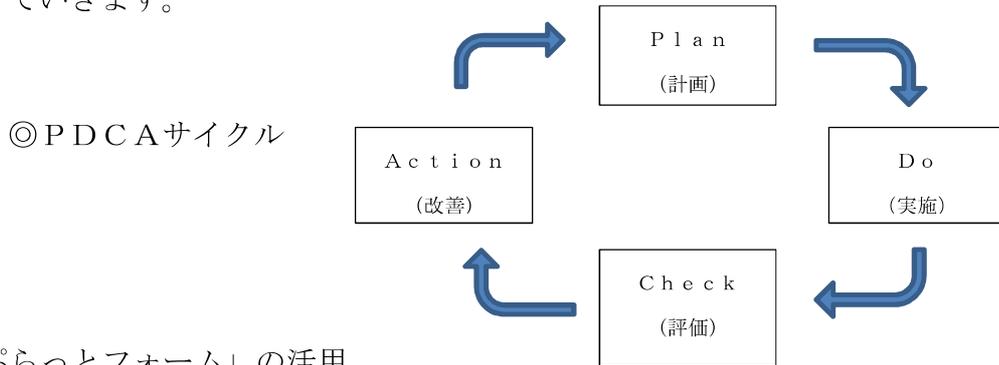


5 計画の推進のために

1 計画の進ちよく管理・評価

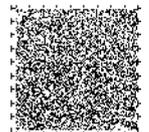
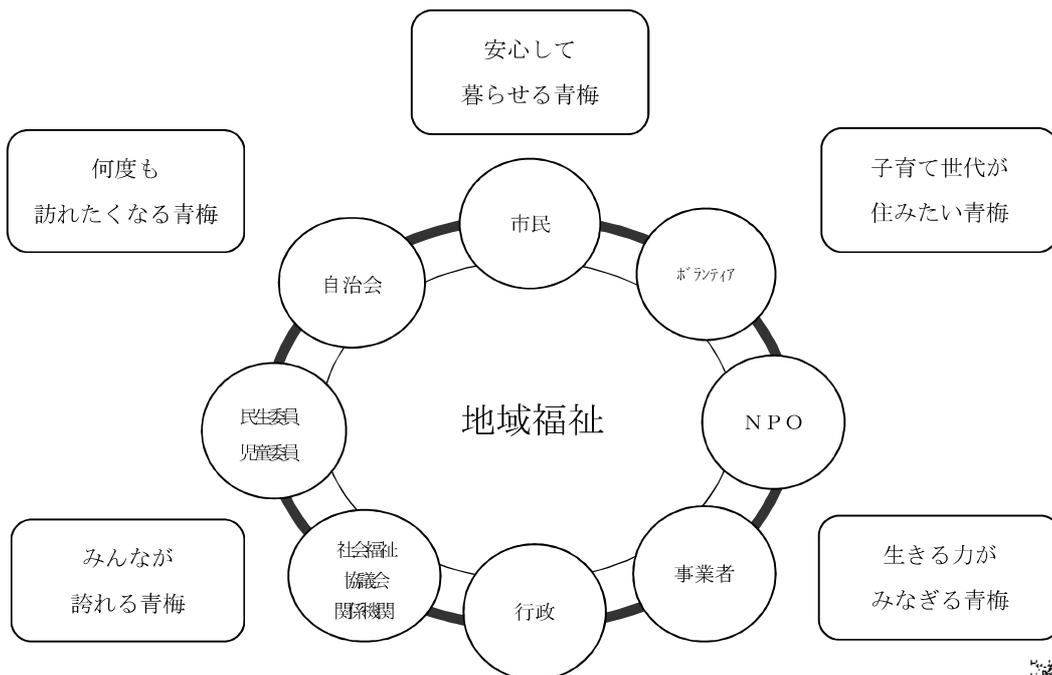
計画の推進に当たり、その効果や達成度を把握するため、青梅市地域福祉計画検討委員会設置要綱にもとづき、毎年、実施状況の検証を行います。

また、PDCAサイクルの考え方に従い、進行管理を実施し、計画全体の継続的な評価・改善を行うことにより、計画を推進するとともに、次期計画へとつなげていきます。



2 「ぷらっとフォーム」の活用

本計画では、第6次青梅市総合長期計画において、施策連動型の仕組みとして作られた「ぷらっとフォーム」の手法を積極的に活用し、その5つの主要テーマである「安心して暮らせる青梅」、「子育て世代が住みたい青梅」、「生きる力がみなぎる青梅」、「みんなが誇れる青梅」および「何度も訪れたいくなる青梅」をもとに、横の連携や施策の組み合わせにより地域福祉の推進を図ります。





青梅市公式キャラクター
ゆめうめちゃん

第4期

青梅市地域福祉計画

市民一人ひとりが住み慣れた地域で共に暮らしていける地域社会の実現を目指して
～「お互いさま」でみんながつながり、誰もが自分らしく暮らせるまち 青梅～
平成31(2019)年度～35(2023)年度

発行者 東京都青梅市
〒198-8701 東京都青梅市東青梅1丁目11番地の1
発行日 平成31(2019)年3月
企画編集 青梅市 健康福祉部 福祉総務課
電話番号 0428-22-1111 (代表)
ホームページ <http://www.city.ome.tokyo.jp>

